

令和8年度 山ノ内町地域活性化事業支援補助金

募集要項

1 趣旨

住民による「地域づくり」を支援するため、住民が新たに企画し実施する地域の活性化事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 補助対象者

- (1)町民を構成員とする区、組等の地縁団体
- (2)町内に在住する5名以上から構成され、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を営む団体
 - ・区以外の団体が申請する場合は、関係する区からの推薦が必要です。
 - ・同一事業に対して1回限りのみ申請が可能で、最大3年継続が可能です。
 - ・1団体につき同一年度に1事業のみ申請が可能です。

3 補助対象事業

町内で行う営利を目的としない事業であり、区等又は団体が自ら行う新たな地域づくり事業
※以下の事業は対象になりません。

- (1)町が交付する補助金等の交付の対象となる事業
- (2)国又は県が支出する負担金、交付金及び補助金等の交付を受ける事業
- (3)公序良俗に反する事業
- (4)その他適正と認められない事業

4 交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費から、特定財源(分担金、負担金、寄附金、助成金、事業収入等)を控除したもの

※以下の経費は対象なりません。

- (1)団体の運営及び人件費並びに施設の維持管理経費
- (2)用地の取得または賃借に要する費用及び補償に係る費用
- (3)本事業を企画、管理、運営又はそれに準じて実施する者(事務局、実行委員会、主催者、運営スタッフその他これに準ずる者)が直接消費する食糧費
- (4)施設を整備するのみの事業又は備品を購入するのみの事業に係る経費
- (5)区等以外の申請団体の構成員又はその親族若しくは構成員が密接に関係する企業及び個人に対して直接又は間接に支払われた使用料、謝金、委託料、広告宣伝費、その他対価の支払(ただし、町長が適当と認めたものを除く。)
- (6)その他町長が不適当と認める経費

5 補助率・補助金の額

交付対象者	交付額	上限額
町民を構成員とする区、組等の地縁団体	交付対象経費の9割以内	45万円
上記以外	交付対象経費の7割以内	27万円

※前項の額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

※予算の上限に達した場合等は上限額を下回ることがあります。

6 応募方法

募集期間： 令和8年1月5日(月)～令和8年2月27日(金)まで

提出場所： 山ノ内町役場 3F 未来創造課 地域創造係

提出書類： (1) 山ノ内町地域活性化事業支援計画書(様式第1号)

(2) 事業計画図書(位置図、設計図、設計書等)、見積書等

(3) その他必要書類

7 申請の流れ

令和8年1月～2月 事前相談→事業計画書提出

令和8年3月 (審査)→(審査結果通知書送付)

令和8年4月～ 交付申請書の提出→(交付決定通知書送付)→事業実施→
実績報告書の提出→(完了検査)→(完了検査結果通知書送付)→請求書の提出→(補助金支払)

8 その他

- (1) 申請を行う前に事業内容について事前にご相談ください。
- (2) 事業は、補助金の交付決定後の着手を原則とします。
- (3) 補助金交付決定後に事業内容または経費に変更が生じた場合は、届け出が必要になる場合がありますので、すみやかにご連絡ください。
- (4) 事業に関係する帳簿、証拠書類等は5年間保管してください。
- (5) 事業について報告を求め、調査を行う場合があります。

申請・問合せ

山ノ内町役場 未来創造課 地域創造係

TEL:0269-33-3113(直通)